

令和 8 年 月 日

「指定訪問介護」重要事項説明書

社会福祉法人 慈愛会
南界園訪問介護センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(鹿児島県指定 第4678000060号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	7
8. 虐待の防止について	9
9. 事故発生時の対応について	9
10. 緊急時の対応方法について	10
11. 秘密保持及び個人情報の保護	10
12. 暴言・暴力・ハラスメントについて	10
13. 衛生管理などについて	10
14. 業務継続計画書の策定について	11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈愛会
(2) 法人所在地 鹿児島市泉町1番 15号
(3) 電話番号 099-256-0311
(4) 代表者氏名 理事長 今村 英仁
(5) 設立年月 昭和57年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成12年3月22日指定
(2) 事業の目的 訪問介護員研修修了者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 南界園訪問介護センター
(4) 事業所の所在地 鹿児島県熊毛郡中種子町田島327番地1
(5) 電話番号 0997-27-8107
(6) 事業所長（管理者） 氏名 園田 俊一
(7) 当事業所の運営方針 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
(8) 開設年月 平成12年3月22日
(9) 当事業所関連が行っている他の業務 通所介護事業、短期入所生活介護事業、介護老人福祉施設
居宅介護支援事業

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 南種子町・中種子町・西之表市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間帯	24時間

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		従業員の管理,及び業務の管理を一元的に行っている。
2. サービス提供責任者	1名		事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整,訪問介護員等に対する技術指導,訪問介護計画の作成等を行う。
3. 訪問介護員	1名	6名	
介護福祉士	1名	1名	
訪問介護養成研修 1級 (ヘルパー1級) 課程修了者			
訪問介護養成研修 2級 (ヘルパー2級) 課程修了者		5名	
訪問介護養成研修 3級 (ヘルパー3級) 課程修了者			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

★身体介護中心型

入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

食事介助

…食事の介助を行います。

体位変換

…体位の変換を行います。

★生活援助中心型

調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。（1割負担の場合）

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満	1時間半以上30分増す毎に
身体介護	1. 利用料金	円	3770円	6000円		
	2. うち、介護保険から給付される金額	円	3393円	5400円		
	3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	円	377円	600円		
生活援助	サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上			

	4. 利用料金	2780 円	3400 円		
	5.うち、介護保険から給付される金額	2502 円	3060 円		
	6.サービス利用に係る自己負担額(4-5)	278 円	340 円		

*特別地域訪問介護加算（15%）・訪問介護処遇改善加算Ⅱ（22.4%）含む

- ・「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ・上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ・平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）
 - ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）
 - ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）
- ・訪問介護養成研修 3 級課程（ヘルパー3 級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 5%が割り引かれます。
- ・2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合＊は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。
 - *2人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）
 - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
 - ・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	20分 未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半 未満	1時間半 以上 30分増す 毎に
	円	3770円	6000円		
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上			
	2780円	3400円			

* 特別地域訪問介護加算(15%)・訪問介護処遇改善加算Ⅱ(22.4%) 含む

- 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
 - 夜間（午後6時から午後10時まで）
 - 早朝（午前6時から8時まで）
 - 深夜（午後10時から午前6時まで）
 - 訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。
 - その他のサービス
 - 行政手続きの代行・・・利用料金：無料
- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

- 鹿児島銀行
- 種子屋久農協
- 郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することができます。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

・定められた業務以外の禁止

契約者は「5.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

・訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

・備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（4）サービス内容の変更（契約書第18条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第27条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 園田 俊一

主任ヘルパー 高磯 美智子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○連絡先 0997-27-8107

（2）行政機関その他苦情受付機関

中種子町役場	所在地	鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地
--------	-----	---------------------

地域福祉課 介護保険係	電話番号 0997-27-1111 FAX 0997-27-3591 (介護保険係) 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会 介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9:00~17:00
福祉サービス運営適正化 委員会（鹿児島県社会福祉協議会）	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号 099-255-6789 FAX 099-257-5707 受付時間 9:30~16:00

8・虐待の防止について（契約書第14条参照）

当事業所は、ご契約者様などの人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

○虐待防止に関する担当者

「職名」	管 理 者	園田 俊一
	主任ヘルパー	高磯 美智子

9・事故発生時の対応方法について（契約書第15条参照）

ご契約者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村・ご契約者の家族・契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご契約者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、

損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）	中種子町役場	連絡先	0997-27-1111 (介護保険係)
居宅介護支援事業所			
担当ケアマネジャー		連絡先	

10. 緊急時における対応法（契約書第16条参照）

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご契約者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡します。

緊急連絡先			
家族等氏名（続柄）		連絡先	
家族等氏名（続柄）		連絡先	

医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

11. 秘密保持について（契約書第13条参照）

事業者及び従業者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は利用者や家族よりあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

12. 暴言・暴力・ハラスメントについて（契約書第28条参照）

事業所は利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメント防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとします。

13. 衛生管理等について（契約書第29条参照）

事業所において感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

14. 業務継続計画書の策定について（契約書第30条参照）

感染症や災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画書を策定します。

感染症の発生又は蔓延に関する取り組み及び災害発生時の取り組みの徹底を求める観点から指針の整備・研修の実施等に取り組みます。定期的に業務計画書の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 8 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

南界園訪問介護センター

説明者職名 主任ヘルパー 氏名 高磯 美智子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し受領しました。

利用者

住所 鹿児島県熊毛郡中種子町

氏名 印

代理人

住所 鹿児島県熊毛郡中種子町

氏名 印

署名代行理由（ ）

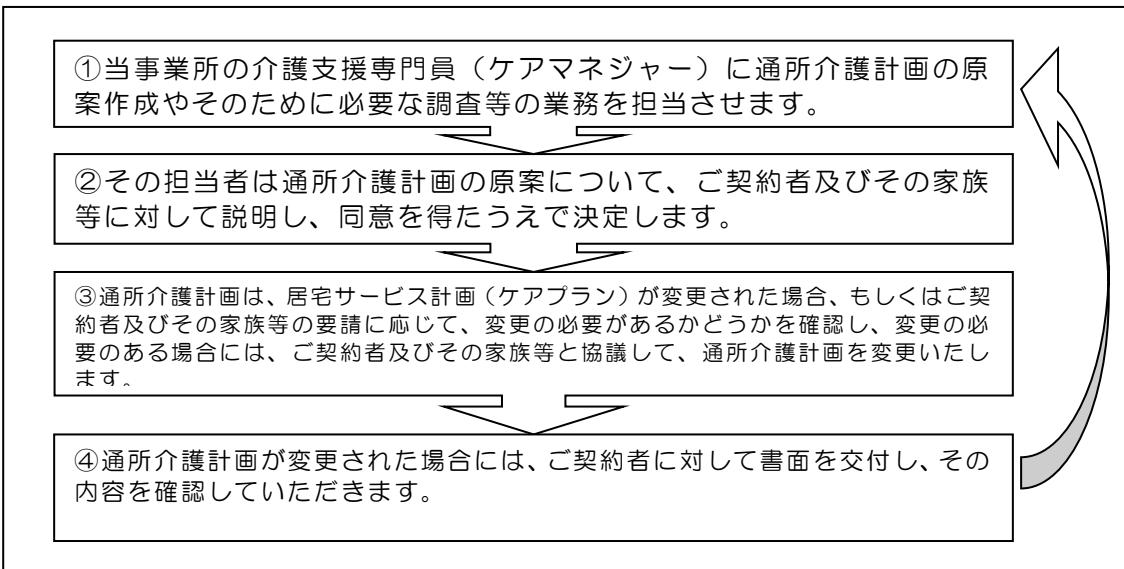
この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

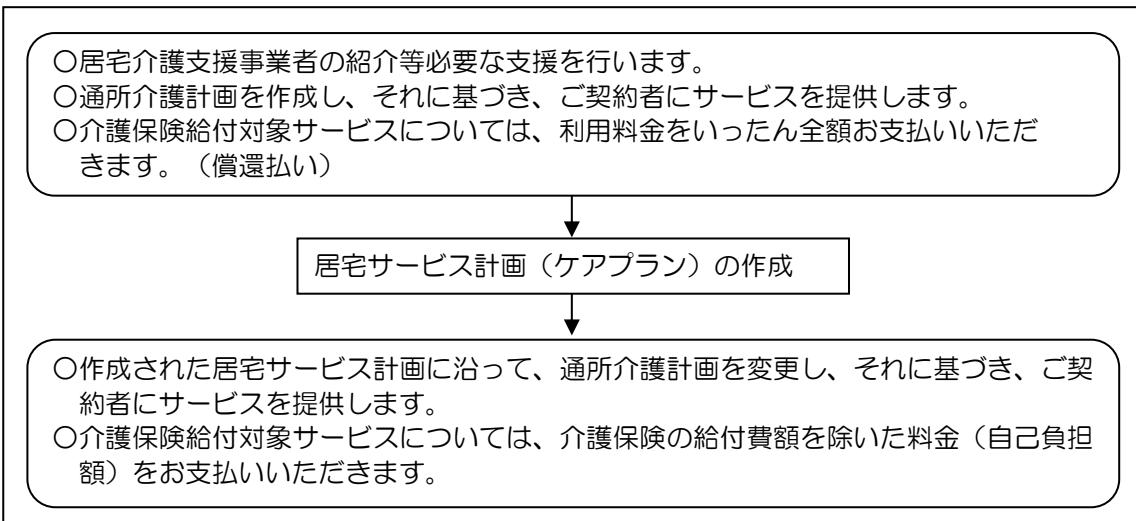
（1）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サー

ビス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

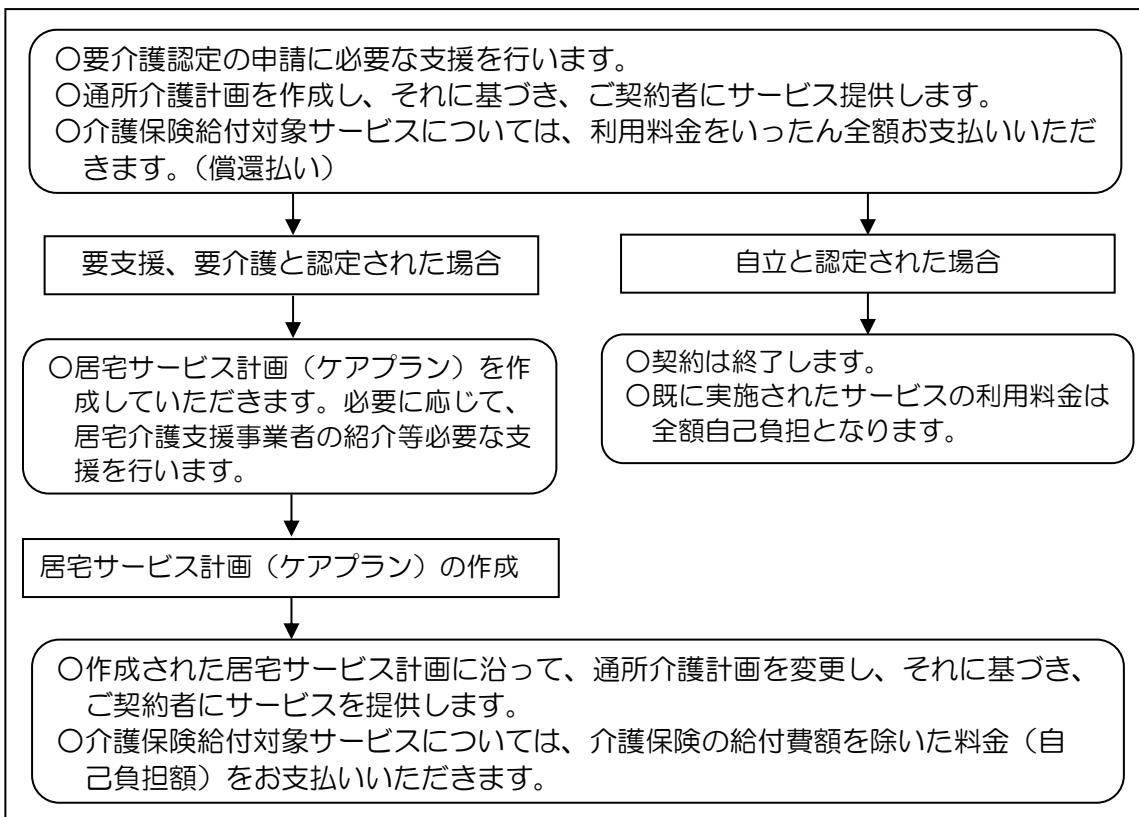


（2）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の〇日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが〇か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。